



令和 8 年 3 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

資料調査課！

皆さん、こんにちは。

毎年のことではありますが、確定申告の繁忙期が始まりました！今年も 3 月 15 日まで必死に頑張ります！

さて、今回はテレビドラマのご紹介！

その名も「おコメの女～国税局資料調査課・雑国室～」なるものです。

リアルタイムで見ていないので、面白いかどうかはわかりませんが、何と言っても国税局資料調査課が主人公のドラマってことですので、税理士としては、見るしかないですね。

この資料調査課ってどんな部署なの？私達は関係あるの？と疑問をもつかもしれません。簡単に言うと、一般の税務職員 < 特別調査官 < 資料調査課（おコメの女）< 査察（マルサの女）の順番で大規模、厳しくなってくると理解してもらえば良いですね。

そして、私の経験でいきますと、資料調査課の調査も数回経験しています。

資料調査課は必ず内偵を行っている（と思っています）ので、よく自宅に帰る前に〇〇の所に寄っていきますよね、とか。従業員ではない〇〇さんがよく会社に入出入りしていますよね、とか。調査官から質問が来れます。怖いですね～。従いまして、危ないかもと思っているそこの貴方！尾行も気にしてみましょう（笑）。

そんな資料調査課の調査。査察と違い、基本的には、任意での税務調査になりますので、家宅捜索などは出来ません。

調査の当日は、私の所にも顧客から緊急連絡が入りますが、その時には、概ね自宅、事務所、倉庫、特殊関係人宅、全てに張り付いております。それで、準備が出来ていないとか返答しても、何時間でも待つスタイル。そのため、基本的に拒否は難しいです。

調査が進み、大規模な脱税が発覚しますと、そこから査察に引き継ぐこともあります。確実に大規模な脱税の場合は、最初からマルサが。疑わしい場合は、おコメがという一面もあります。大変厳しい調査になりますし、顧客も連日の対応で税務調査の比にならない程、精神的に疲れているように思います。

いずれにしても適正に申告、納税すれば、何の怖さありません。

資料調査課のみならず、現金商売の場合は、無予告での調査があります。

もし、急に調査に来た場合は、いの一に弊社までご連絡ください。



3 月の税務

- ・前年分所得税の確定申告 申告期間…2月16日(月)～3月16日(月)
- ・1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) 申告期限…3月31日(火)
- ・個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告 申告期限…3月31日(火)

本店
便り

教育資金一括贈与の非課税制度は今年の3月まで

文責：亀田

昨年末に発表された令和8年度税制改正大綱では、いろいろな制度が改正、延長されましたが、一方で延長をしないことが決まった制度もございます。

その中の一つが、祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度です。こちらは、30歳未満の子や孫（前年所得1,000万円以下）などが親や祖父母などから教育資金として受けた贈与は、受ける人ごとに計1,500万円まで（何人から受けても）贈与税が非課税となる制度です（学校等以外に支払う場合は500万円まで）。過去何度か改正・延長されてきましたが、令和8年(2026年)3月31日までの贈与分で終了することになりました。その背景には、手続きが面倒であることと、代替の方法があることが考えられます。



まず、手続きですが、金融機関に専用の管理口座を開設する、税務署へ書類を提出する、教育資金として使うたびに1年以内にその領収書等を金融機関に提出する、等を正しく行うことによって、ようやく非課税となります。ただし、教育資金以外に使った分や、教育資金として使い切れなかった分で一定の条件に該当する場合は課税の対象となります（贈与を受けた方が23歳以上になる、又は社会人になるなどした状態で、贈与した方が亡くなられた場合は相続税の対象。贈与した方がご健在でも、受けた方が30歳になるなどした場合には贈与税の対象）。

そもそも、親や祖父母などの扶養義務者が、子や孫などに教育に必要なお金を出すことは扶養であり、贈与には当たりません。ほとんどの方は意識せず、この方法をされていると思います。

ただ、扶養と認められるのは、一般的な金額の教育資金を、必要になる都度に支出する場合に限られますので、前もってまとめて渡したり、一般的とは言えない金額や目的等が明確でなかったりする場合は、贈与とみなされる可能性があります。

これを解決する方法が教育資金一括贈与だったのですが、改正の度にルールが複雑になり、利用者が増えず、延長終了という状況になりました。上述のような課税の対象となるケース等に該当しさえしなければ、暦年贈与や相続時精算課税による贈与と異なり、贈与した方が亡くなった際の持ち戻しが発生しないというメリットはございます。ご意向に沿えない場合もあるかと思いますが、ご検討される方は、お早めに弊社や金融機関にご相談頂きますようお願い致します。

【参考】国税庁パンフレット

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/0023004-114_02.pdf

インター
店
便り

姉さん事件です

文責：大脇

こんにちは🌸執筆時、まさにミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック真ただ中！連日、日本勢のメダルラッシュのニュースにとっても勇気づけられます😊さあ！確定申告まで突っ走るぞ！

さて、先月号にて「相続を考える」を執筆…とお伝えしておりましたが、スタッフのヒヤッと話があったのでご紹介します。

先日、土曜日の8時台に、スタッフの携帯電話に末尾「110」の電話番号から電話があったそうです。末尾に「110」がつく番号は警察からとうすら聞いたことがあったので出してみると、

？「秋田県警生活安全課のヤマナカと申します。〇〇◆◆さんですか？」

スタッフ（以下S）「そうですが…」

ヤマナカ（以下ヤ）「〇〇さんが契約している携帯電話から不特定多数の方に一斉迷惑メールが送信され、被害届が出ております。こちらでお調べしたところ、春日井市□□町△△番地（物件名）の〇〇◆◆さんが契約している××番号から送信されていることが分かり、お電話しました。」

S「！！！！」

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

スタッフは、名前をフルネームで言われ、住所も部屋番号まで言われたものだからパニック状態に。ヤマナカ氏によると、「このままではあなたは犯人になり、今使っている携帯電話が使えなくなるだけでなく、今後一切携帯電話の契約が出来なくなる」とのこと。しかし番号もメールも全く身に覚えがないスタッフ（それどころかかなりの機械音痴・アナログ人間…もし犯人だったら、会社で見せている姿は仮の姿!?)。

どうしたらいいかヤマナカ氏に聞いたところ、

ヤ「本来は秋田県警までご同行頂かないといけないところですが…」

S「愛知県に住んでいるので無理です！」

ヤ「では、本日中に処理をしないと携帯電話が使えなくなりますので、このまま電話にて対応させていただきます。お時間よろしいでしょうか？」

S「9時から来客があるので、5分で終わるならいいですがそれ以上は無理です。昼には折り返しますので電話番号とお名前をもう一度教えてください」



その後、教えてもらった秋田県警本部(電話をかける前に本当に秋田県警本部の番号なのか確認して(笑))に電話したところ、そのような職員も案件もありませんと言われたそうです。

…そうなんです、詐欺だったんですね。落ち着けばおかしいなと気付くことが、「名前と住所を言われた」ことにより相手を信じてしまう…他人事ではないなと思いました。

そうそう、9時からの来客は愛知県警の方で、↑の話をしたら「まずは折り返したほうがいいですね」と落ち着いた口調で言われたそうです(笑)。

ちなみに、雑損控除は、「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失を対象としますが、「詐欺」による損失は対象となりません。

経営情報

適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

文責：近藤

令和5年10月1日から始まった適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）ですが、令和8年度税制改正大綱にて経過措置の見直しについての方針が示されました。

①適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

免税事業者からの仕入に係る消費税額について、インボイス制度実施前は全額控除可能となっていたものが、インボイス制度実施後6年間については一定割合が控除可能となり、令和11年10月からは控除不可となっております。

今回の改正により、控除できる期間の延長と、控除割合がより段階的に引き下げられることとなる見込みです。

令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	80%控除
令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	50%控除
令和11年10月1日～	控除不可



令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	80%控除
令和8年10月1日～ 令和10年9月30日	70%控除
令和10年10月1日～ 令和12年9月30日	50%控除
令和12年10月1日～ 令和13年9月30日	30%控除
令和13年10月1日～	控除不可

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

②小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

令和 8 年 9 月 30 日までに開始される各課税期間においては、法人・個人ともに、免税事業者が適格請求書発行事業者となることで免税ではなくなる課税期間について、消費税の納税額を「課税売上として受け取った消費税額の 2 割」とすることができるものとなっておりました。

こちらが今回の改正により、上記の者のうち個人事業者に限り、令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間については、納税額を「課税売上として受け取った消費税額の 3 割」とすることができるようになる見込みです。事業状況にもよりますが、原則的な計算や簡易課税による計算に比べ、納税額を抑えられることとなる見込みです。

衆議院議員総選挙の結果等によって変更の可能性があります。インボイス制度の導入による事業者の税負担の増加については、より長期的かつ段階的に推移していくこととなります。

【参考】・日本税理士会連合会「インボイス制度実施に当たっての経過措置について」

・財務省「令和 8 年度税制改正の大綱」

行楽日記

なばなの里へ

文責：岩井

先日、愛知県のお隣の三重県桑名市にある「なばなの里」にお出掛けしてきました。

イルミネーションの期間で混雑を懸念しましたが、1 月は混雑もそこまで気にならず、快適にゆったりと広い敷地を散策できました。なばなの里の敷地面積は約 30 万㎡で、ナゴヤドーム約 3 個分になるそうです。楽しみながら適度な運動になりました。

今期のテーマはジパング！富士山に映し出された四季折々の日本の和の風景が素敵で、見入ってしまいました。特に私は、春と秋の彩り豊かな壮大な映像が印象に残りました。外国人観光客の方々にも喜んでもらえそうな映像だなと思いました。

また、光の花畑エリアはランタンガーデンで、メインエリアよりも豪華さは少し物足りないかもしれませんが、大変幻想的で私はお気に入りになりました。アイスチューリップと穏やかで温かな光とのハーモニーが幻想的で、ランタンの風情を再認識できる素敵な機会となりました。

冬の凜とした透明感のある空気の中で、広大な敷地を散策できてイルミネーションを満喫できました。イルミネーション期間は 5 月 31 日までのなので、皆さんも足を運んでみてはいかがでしょうか。



無料経営相談につきまして

誠に勝手ながら、本年 3 月までの期間、
無料経営相談はお休みさせていただきます。
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。
お困りのことがございましたら、担当者まで
ご連絡ください。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info